

平成 27 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書 I
【インクルーシブ教育システム構築モデルスクール】

法人名	広島大学
-----	------

概 要

モデルスクールの概要（平成 28 年 3 月 1 日現在）

	モデルスクール名	在籍者数	教職員数
1	広島大学附属東雲小学校	466 名	28 名

【事業概要】

1. モデルスクールの特色（特別支援教育に関する事項）

モデルスクールには単式（32～40 人学級）・複式（2 つの学年を合わせた 16 人の学級）・特別支援の学級があり、日常的に各学年での学級交流や学校全体の縦割り活動によって共生意識の向上を図っている。

これまでは、特別支援学級の児童がいわゆる通常の学級に入って一緒に教科等の学習をするという交流及び共同学習は行ってこなかったが、交流及び共同学習における合理的配慮の事例蓄積や連続性のある多様な学びの場についての検討が喫緊の課題となっており、モデルスクール及び他校で学ぶ障害のある児童の個別のニーズに的確に応えるために、その可能性を探っていくことが必要になってきた。

そこでモデルスクールでは特別支援学級と複式学級の教科による交流及び共同学習の導入に向け検討をしてきたところである。本校複式学級は低・中・高（各学級 16 名）と少人数であり、日常的に学級交流や縦割り活動または行事等での交流もある。複式学級では、その学級構成・運営の性質上、自分たちで学習を進めていこうとする意欲や異学年がかかわりながら生活していくという自治的包含的な学級集団が醸成されている。そのため本交流及び共同学習が順調に進むならば、障害のある児童と障害のない児童が共に学ぶための重要性やインクルーシブ教育システム構築の前提となる、交流学級の学級集団づくり等に関する示唆も得られるであろう。そして、このような検討は、単式・複式・特別支援学級を擁する本校において初めて可能になると考えられる。

2. 取組の概要

当該児童が在籍する学級において、担任が中心となり本人の様子や状況を把握し、課題の整理を行った。必要に応じて学年部での相談や検討委員会への報告、また会議等での全職員への周知を行った。また、懇談や教育相談で保護者と課題の共通確認を行うと共に当該児童への対応を家庭と学校とで同じ方向で行っていくことを確認するようにした。また、取組の途中経過なども随時全職員へ報告するようにし担任以外の教職員も情報を共有するようにした。

合理的配慮協力員として、大学の特別支援の教員が相談役となり、必要に応じて指導、助言を仰いだ。また、実際に授業の様子をビデオ等で撮影し視聴することで示唆をもらうようにした（具体的な活動内容であるが、メール等での情報交換及び指導助言、ビデオによる授業観察、参考文献や取組事例等の紹介を行った）。

3. 成果及び課題

【成果】

当該児童が在籍する学級において、担任が中心となり本人の様子や状況を直接、または保護者との教育相談や懇談を通して把握し、課題の整理を行った。附属学校であるという本校の特性から実際に行うことが可能な合理的配慮を検討していくことができた。この段階から合理的配慮協力員の活動を通じて、より児童の実態に応じた具体的な指導、助言を仰ぐことが可能となった。

附属学校という本校の特性から、個別の指導計画や個別の教育支援計画は作成していない。必要に応じて学年部の教員や管理職、特別支援学級の教員との相談によって合理的配慮をより具体的に図っていくことができた。合理的配慮については、その都度、懇談や教育相談などの機会を利用し、保護者と課題の共通確認を行うと共に当該児童への対応を家庭と学校とで同じ方向で行っていくことを確認することができた。家庭と学校とが同じ方向で当該児童への対応を行っていくことができたことは本取組の大きな成果の1つとして挙げられる。そのために担任は当該児童の日々の学校でのがんばった様子を連絡帳や電話などを通して具体的に保護者に伝えていった。これによって保護者は、当該児童が学校で担任からほめられた場面を家庭でも同様にほめることができた。結果として、当該児童にとって、学校での活動と家庭での生活がより結びつき、活動にも生活にもより意欲的に取り組むことができるようになった。

当該児童への合理的配慮を行っていく際、当該児童だけが特別な存在ではなく、誰にでも得意、不得意な点があるということを少なくとも同じクラスの児童には合意形成を図っておく必要があるということが明らかになった。

【課題】

交流及び共同学習が、障害のある児童と障害のない児童が共に学ぶための双方にとって学びのある活動となっていくために、学習内容を児童の実態に応じてその都度、作り上げていく必要がある。

担任は必要に応じて保護者と確認した課題について学年部での相談や検討委員会への報告、また会議等での報告などにより、全職員への周知を行った。また、取組の途中経過なども随時全職員へ報告するようにし、担任以外の教職員も情報を共有するように努めた。しかし、合理的配慮の内容によっては口頭での伝達のみでは全職員に具体的な内容や微妙なニュアンスまでは十分に伝わりにくいこともあった。今後は動画などを用いてより具体的な内容までを全職員が共有しつつ、対象となる児童の課題について全職員で検討していくという方法も模索していくことが必要であるとする。また、日常的な教員同士の話の中で児童の様子などについて話していき、それぞれの児童に対する課題や合理的配慮についての情報交換や共有を行っていくことも必要であるとする。